

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：16301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780475

研究課題名(和文)理由づけをめぐる言語実践の動的関係を核とする道德教育の開発に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Fundamental Investigation of a dynamic process of articulating reasons in moral education

研究代表者

杉田 浩崇(Sugita, Hirotaka)

愛媛大学・教育学部・講師

研究者番号：10633935

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文): 本研究の目的は道德教育において子ども自身が行為の理由を明確にするときに、「なぜ」という問いおよび条件文が果たしている役割を明らかにすることであった。まずマクダウエルの道德哲学から、道德原理を個別事例に適用することなく、行為者同士が個別事例の際立った事実をめぐる対話を重ねる過程として道德教育を捉えるべきことを指摘した。その際、ドレイファスとの論争から、暗黙的行動でも概念化能力が規範的に求められることも示した。次に、ブランダムの著作を精読し、条件文を用いた理由づけに、自己の責任範囲を画定させ自己変容を促す機能があることを示した。以上より、理由を語り出すことの人間形成論的意義が明らかとなった。

研究成果の概要(英文): The aim of this research is to examine the role of the why question and the conditional when a child tries to articulate reasons of her moral action. According to John McDowell arguments on morality, I suggest that we should consider moral practices not as applying a certain moral principle into a particular situation, but as trying to see a salient feature of the particular situation and understanding the moral significance of that feature with the others. Then, I demonstrate that using the conditional when a child explain her action to the others might make clear what she is responsible for, and so it requests her to reflect what to do in that situation. From these considerations, I conclude that the process of articulating the reasons of action by the conditional performs an educational function.

研究分野：教育哲学

キーワード：理由の明示化 条件文 マクダウエル ブランダム ドレイファス 道德教育

### 1. 研究開始当初の背景

道徳教育の目的は、子どもがある個別的な文脈のなかで道徳的な行為をできるようにすることである。そのためには、普遍的で脱文脈化された道徳的知識・規範を伝達するだけでは不十分である。個別的な文脈で生じる実践においては、単なる知識・規範の応用ではなく、それらが子どもの心情に結びつき、適切な態度を伴うのでなければならない。

他方、教育学では従来的心情主義的な道徳教育に対して、道徳的事実の認識やそれに基づいた推論・判断の重要性が指摘されてきた。実際、モラルディレンマ授業やケースメソッドに代表されるように、事例を用いた討議によって合意形成を目指す授業実践が導入されてきた。たとえばコールバーグは事例についての判断の結果ではなく、理由づけのあり方に着目し、理由づけが個別具体的な次元から普遍抽象的な次元へ移行することを道徳性の発達とした。また、ケースメソッドは事例についての理由づけを互いに表明しあうことで、複雑な個別状況での判断力養成を目指している。ところが、事例を用いた討議による道徳教育には、「誘導的な発問により事例の解釈を歪める」、「シミュレーションにすぎず実際の行為には結びつかない」などの批判もある。結果、現在では、スキルトレーニングなど体験活動を取り入れた道徳教育や、規範伝達に主眼を置く道徳教育が強調される傾向にあるように思われる。

しかし、事例を用いた討議による道徳教育には、具体的な体験にも単なる規範伝達にも還元されない意義がある。そこで本研究では、この意義を道徳教育においてしばしば登場する「なぜ」という問いと条件文を用いた応答の動的関係に着目することで明らかにしようとした。

### 2. 研究の目的

以上の背景をふまえ、本研究は、道徳教育において子どもが自身の行為の理由を明確化するときに「なぜ」という問いと条件文を用いた応答が果たしている役割を明らかにしようとした。道徳教育で教師は、共同体に認められる規範を子どもに伝達するとともに、子どもが自らの生きる個別的な生活文脈でその規範を経験できるように教育方法を工夫しなければならない。そのため事例を用いた討議による道徳教育が行われてきたが、「なぜ」という問いと条件文を用いた応答の役割は検討されてこなかった。本研究ではこれらの動態こそ規範の伝達と個別的な規範の経験の結節点だと捉え、それらを核とした道徳教育の開発に向けた基礎を築くことを目指した。

### 3. 研究の方法

本研究が手掛かりにするのは、マクダウエル(J. McDowell)とブランダム(R. Brandom)の提唱する「理由の論理空間」という方法論

的な枠組みである。彼らはその枠組みを用いて、行為理由を明確化する過程を具体的な言語実践のなかで見て取るとうろろとしていく。この行為理由の明確化過程こそ、具体的な事例をめぐって「なぜ」という問いと条件文を用いた応答が動的に展開される場であり、上記の課題遂行に資する。

とりわけ本研究では「なぜ...をした(する)のか」という問いに焦点を絞った。なぜなら、アンスコム(E. Anscombe)が言うように、この問いは原因に関わる問いではなく、理由に関わる問いであり、理由を明確化する過程を具体的に考えるときに重要となるからである(E. アンスコム(菅豊彦訳)『インテンション』産業図書、1984年)。

アンスコムの議論は、意図や信念、欲求がまずあって、それによって行為が引き起こされるという機械論的な行為観を批判するものとして有名である。行為の意図や信念、欲求は、「なぜ」「なんのために」という問いによって構成的に想定されるものである。マクダウエルとブランダムの特色は、こうした理由の構成的な側面を引き受けながら、理由を与え合い、問いあうという具体的な言語実践に着目して、体系的な理論を構築しようとしている点にある。

注目したいのは、「なぜ...をした(する)のか」という問いが、問われた個人の意図や信念、欲求を過去に遡及して問うだけでなく、「何を考えるべきなのか」を決定するための問いでもあるということである(D. Bakhurst, *The Formation of Reason*, Oxford: Wiley-Blackwell, 2011)。このことは、教育という場面で行為の理由を明確化する過程を捉えるにあたって極めて示唆的である。それは法廷における問いと比べると明らかである。

法廷で「なぜ...をした(する)のか」と問う場合、そこで期待されているのは、犯人がしかじかの行為をするに至った原因である。つまり、過去の経緯を遡及的に明らかにし、帰責の範囲を決定するための問いなのである。一方で、教育の場面、とりわけ道徳教育において問われるとき、そこで期待されているのは、過去の経緯を遡及して明らかにすることだけではない。将来の状況あるいは一般的な状況において「何を考えるべきか」「どうすべきか」を明確にするための問いであり、規範を伝達するための問いでもある。つまり、「なぜ...をした(する)のか」という問いは、すでに生じた個別的な事例について問う者と問われる者のあいだで発せられながらも、「どうすべきなのか」という一般的な規範についての推論や判断を問いあうような実践をひらくのである。

また、「なぜ...をした(する)のか」という問いに対して、「もし...だったなら、...だ」という(反事実的)条件文を用いた発話によって応答することもできる。この発話は、個別的な事例を出発点にしながらも、ありうる

様々な状況を想定して、それらに価値の重みづけを行うという行為に結びつく。こうした発話は、問われる者の心情や態度を表すとともに、よりよい判断を求めてあらゆる可能世界に開かれているという意味で既存の規範を批判的に捉えなおす契機にもなりうる。

以上のように、事例を用いた討議による道徳教育には、過去と未来、個別と一般を横断しながら規範を伝達し、捉えなおすような、「なぜ」という問いと条件文を用いた応答の動的関係が存在しているのである。

#### 4. 研究成果

研究成果は以下の3点にまとめられる。

##### (1) 成文化できないが合理性をもつという行為理由の特異性

合理的な判断や行為の理由づけは、推論というかたちで明示的に語ることができるものでなければならないように思われる。しかし、マクダウエルは道徳的な判断を規定する規則が成文化できないことを主張する。学習者は共同体の慣習的实践へと参入することで、行為理由を理解できるようになるとする。このマクダウエルの主張は、暗黙知を習得する過程として道徳教育を描くもののように見える。だが、マクダウエルは概念化能力の獲得を強調し、技能としての暗黙知には解消されない合理性を道徳的判断に求めている。

この成文化はできないが合理性をもつというマクダウエルの特異な立場を明らかにするために、マクダウエルとドレイファスの論争を整理した(J. Schear(ed.), 2013, *Mind, Reason, and Being-in-the-world: The McDowell-Dreyfus Debate*, London: Routledge.)。ドレイファスは身体化された技能知が非概念的であり、行為理由を合理的に説明する過程には含まれないと主張し、概念化能力を強調するマクダウエルを批判する。だが、二人の論争を検討すると、マクダウエルの想定する概念化能力はドレイファスの想定するものとは異なっていることがわかった。結果、理由づけがあらかじめ心の中で生じているはずだという想定(ドレイファスがマクダウエルに帰属するもの)をしなければ、理由を明確化しよう行為者に求める言語実践が道徳教育を行うにあたって規範的に要請されるということが示唆された。つまり、行為に先立って心の中で推論や道徳原理(規則)の適用を行うという合理性に関する偏見を抱かなければ、行為理由を説明するための枠組としてわれわれの言語実践で前提されているものとして、マクダウエルの合理性を理解することができるのである。

##### (2) マクダウエルの「規則のパラドクス」解釈の道徳教育に対する示唆

マクダウエルが道徳的な判断や行為の成文化不可能性を説くとき、その背景にあるのはウィトゲンシュタインの「規則のパラドクス」に関する彼独自の解釈である。本研究で

は、マクダウエルの「規則のパラドクス」解釈がどうして道徳に関する彼自身の立場に結びついているのかを明らかにすることを通して、道徳教育に対する示唆を得た。

そこで明らかになったのは、マクダウエルの治療的哲学観であった。マクダウエルはウィトゲンシュタインに倣って、哲学の役割を、理論構築を目論む哲学者が囚われている見方を相対化し、日常的な言語実践を見て取らせることだと捉えている。道徳哲学の文脈において、「規則のパラドクス」解釈は認知主義・非認知主義がともに陥っている心と世界の二元論的な見方を解消することに資する。

まず、マクダウエルとクリプキの「規則のパラドクス」解釈の違いを検討した。両者とも「共同体」を強調するが、クリプキが個々人の規則「解釈」の正当性を保証するために「共同体」成員の「解釈」との一致を持ち出すのに対して、マクダウエルは「共同体」をあくまで規則に従うことが成立するための論理的な条件として描いている。クリプキは心と世界の二元論を前提にして、それらをつなぐための「解釈」の正当性が不確実であるという懐疑論を「規則のパラドクス」に読み取っている。だからこそ、「共同体」成員との「解釈」との一致に訴えかけることで、その懐疑を解決する必要があった。しかし、マクダウエルはそうした懐疑が生じる前提(心と世界の二元論=それをつなぐ「解釈」)自体が誤った想定だとする。規則に従うことが成立する限り、そこには共同体の実践がなければならない(論理的に要請される条件)が、だからといって規則に従うことの正当性が確かなものとなるわけではない。問題はそこから「怖れ」を抱いて、実践に外在的な安心(「共同体」成員との「解釈」の一致)を得ようとするのだとマクダウエルは主張している。

そして、同様なことが道徳的な判断や行為を理論づけようとする道徳哲学の非認知主義(認知主義)にも当てはまるとする。それでも心と世界の二元論が前提にされているために、合理的な判断や行為は一定の道徳原理(規則)を個別的な状況に適用することか、あるいは合理的に対話不可能な欲求の表現であるかのどちらかだと捉えられてしまう。つまり、道徳的な判断や行為が合理的であるためには、共同体成員が同じ道徳原理を個別状況に適用するように一致した「解釈」が働いている、あるいは多様な価値観に鑑みて、道徳的な判断や行為は合理的なものではなく、結局はそれぞれの欲求を表現しているにすぎないと考えられてしまうのである。

これに対してマクダウエルは、そのような道徳的判断・行為の見方が心と世界の二元論に基づいた合理性に関する偏見に囚われているとして、有徳な人をモデルにした徳倫理を主張する。有徳な人は、個別状況で突出してくる行為理由を適切に見て取る。その見方を個別状況の認知と切り離すことはできな

い。世界がどのように見えるか(世界)と世界をどのように見るか(心)は不可分であり、有徳な人の見方を道徳原理や欲求に還元することなどできないのである。マクダウエルはこの有徳な人を、「規則のパラドクス」における「共同体」と同様に、道徳的な判断や行為をめぐって対話が成立するための条件と考え、有徳な人の見方に近づこうと目を凝らすことの意義を説いている。ここから、道徳原理を教えたり、心情に訴えかけたりする従来の道徳教育が不十分であり、個別状況での事態の見え方をめぐる理由づけ(実践的推論)の過程に注目すべきだと結論した。

### (3) 理由づけ(実践的推論)における条件文の教育学の意義の解明

マクダウエルは道徳規則の成文化不可能性を説いているが、暗黙知へ還元しているわけでもないし、欲求の表現として合理的対話が不可能だとも論じていない。マクダウエルは成文化不可能性を説く一方で、行為理由の明示化可能性についてウィギンズのアリストテレス解釈に触れて言及している。そこで本研究ではウィギンズのアリストテレス解釈を参照することで、マクダウエルの議論をふまえたうえでの実践的推論のあり方を模索した。

ウィギンズはアリストテレスの実践的三段論法について、規則を個別事例に適用するという従来の規則応用図式のもとでの解釈を採用しない。一般に、大前提(道徳原理)がまずあって、小前提(個別事例の認知)が形成され、結論(具体的な行為)が導出されると考えられている。これはマクダウエルの成文化不可能性テーゼが批判するモデルである。対してウィギンズは、どのように個別状況の中の際立った特徴が行為理由として見えるか(小前提)ということが実践的三段論法では重要な役割を果たすという。つまり、実践的三段論法は、すでに設定された手持ちにある大前提をどのように個別状況に適用するのかという仕方では思考を働かせるのではなく、実際の個別状況がどのような相のもとで見えるのかを示そうとする中で活性化されるものと捉えられるのである。

マクダウエルの成文化不可能性テーゼと行為理由の明示化可能性が両立するのは、小前提の「知覚」が実践的三段論法の大前提と結論を活性化する形で機能し、吟味や検討に開かれるようになるという、実践的推論の事後的な構成を視野に入れるからである。

そして、このような実践的推論の事後的な構成は、おそらく他者に「なぜ」と行為理由を尋ねられたり、他者と事実の見方が異なったりした場合に、行為理由を明示化しようとする言語実践において典型的であろう。そこでは自分が自明視していた道徳原理や規範が反省的に取り出され、ときには修正される可能性がひらかれよう。つまり、個別事例の「知覚」をめぐって、規範が意識化(伝達)

されたり、批判されたりするのである。

本研究ではこの過程をより精緻に捉えるために、ブランダムの条件文に関する議論を援用した。ブランダムは推論を言語実践の基礎単位とする。ブランダムの見立てによれば、ある概念を用いて事実を記述することは、その概念が推論的に含意する様々な理由づけや帰結にコミットすることである。人は普段暗黙的に概念を駆使することで様々な推論的關係にコミットし、他者によって認められている。しかし、そうした暗黙的なコミットメントは他者から「なぜ」と問われたり、説明を求められたりしたときに、明示化される。その中で人は自分が意識していなかったコミットメントを是認したり、留保したり、あるいは修正することができる。こうした暗黙的なものを明示化する過程を、条件文の語用論的な側面から明らかにするのがブランダムのプロジェクトの核心である。

ブランダムは価値言明に関するフレーゲ・ゲーチ問題を取り上げることで、条件文を用いた言明の特殊性を説明している。価値言明に関する表出主義は、たとえば「嘘をつくのは悪い」という言明が事実を記述することではなく、発話者の否定的な態度を表出することだと捉える立場である。だが、そうすると「嘘をつくのは悪い。もし嘘をつくのが悪いのであれば、弟に嘘をつかせるのも悪い。弟に嘘をつかせるのは悪い」という演繹推論がうまくいかなくなる。なぜなら、条件文の前件(「もし嘘をつくのが悪いのであれば」)では態度を表明していないと思われるからである。フレーゲ・ゲーチ問題はこの点についている。

ブランダムはこの問題を解くために、意味論的側面と語用論的側面を区別して論じることで、条件文を用いた言明をする人がその前件に対する態度をいったん保留し、あらためて自身のコミットメントを吟味していく過程を描き出すという戦略をとる。つまり、人は条件文の前件(「もし嘘をつくのが悪いのであれば」)に対する態度をいったん棚上げし、その前件が正しいのか、この場合(弟に嘘をつかせるか否かという個別の状況)においてその理由が適切なのかを吟味できるのである。もし吟味した結果、修正が必要となるならば、「嘘をつくのは悪い」という大前提に修正が加えられたり、他の理由づけの方が正当である可能性が探られたりすることになる。ブランダムは条件文分析は、個別事例をめぐる行為理由の明示化が自明視していた規範の伝達・吟味において重要な機能を担っていることを示していよう。

さらに注目すべきなのは、ブランダムの条件文分析が彼独自のヘーゲル解釈と結びつくことで、自己形成論としても解釈できる点にある。人は暗黙のうちに両立不可能なコミットメントをすることがある。条件文を用いた明示化は、何と何が推論的に両立不可能なのかをはっきりさせていくことに繋がる。そ

の中で人はそれまでのコミットメントを留保したり、それに修正を加えたりするのであり、そうすることはコミットメントの布置関係としての責任の範囲、言い換えるならば自己そのものを組み替えていくことに繋がる。しかもその過程は、プランダムによれば、過去の自分(たち)がなしてきた様々なコミットメントのうちいくつかを「前例」として、あくまで現在の時点から遡及的に正しかったと選び出していく(再収集)作業でもある。つまり、行為理由の明示化は単に当該の行為の理由を説明するだけでなく、何が規範であるのかを画定し、これからの自分の行為を拘束していく=責任を負っていく(積極的な意味での自由)ことでもあるのである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

1. 杉田浩崇「道徳教育における『規則のパラドクス』の射程 マクダウエルの治療的哲学観と実践的三段論法の捉え直し」教育哲学会編『教育哲学研究』(査読有) 第112号、2015年、35-54頁。
2. 杉田浩崇・小島啓明・角藤定男・太田佳光・白松賢「児童のナラティブに着目した道徳教育・特別活動の展開に関する一考察」『愛媛大学教育実践総合センター紀要』(査読無) 第33巻、2015年、169-176頁。
3. 杉田浩崇「エビデンスに応答する教師に求められる倫理的な資質 徳認識論における知的な徳の位置づけをめぐって」日本教育学会編『教育学研究』(査読有) 第82巻第2号、2015年、229-240頁。
4. 小島啓明・杉田浩崇「道徳的価値観の再構築におけるナラティブの役割に関する一考察」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』(査読無) 第60巻、2015年、13-24頁。
5. 杉田浩崇「『エビデンスに基づく教育政策・実践』時代における教師の専門職性に関する一考察 ビースタの『学習化』に対する批判を中心に」『愛媛大学教育学部紀要』(査読無) 第61巻、2014年、31-40頁。
6. 杉田浩崇「道徳教育における理由の明示化過程に関する一考察 J.マクダウエルとH.ドレイファスの論争を中心に」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』(査読無) 第59巻、2014年、31-42頁。

[学会発表](計6件)

1. 杉田浩崇「R.プランダムの明示化プロジェクトの教育学的意義 条件文を用いた行為理由の明示化と人間形成」教育哲学会第58回大会、2015.10.10、奈良女子大学(奈良県・奈良市)。
2. 杉田浩崇「『知的な徳』としての道徳性 徳認識論から道徳教育を捉えなおす試み」日本道徳教育学会第21回大会、2015.6.13、

大阪教育大学(大阪府・大阪市)。

3. 小島啓明・杉田浩崇「道徳的価値観の再構築におけるナラティブの役割に関する一考察」中国四国教育学会第66回大会、2014.11.15、広島大学(広島県・東広島市)。
4. 杉田浩崇「道徳的実践と『規則』の関係性に関する一考察 ウィトゲンシュタインの『規則に従う』をめぐるマクダウエルの『治療』から」中国四国教育学会第66回大会、2014.11.15、広島大学(広島県・東広島市)。
5. Hiroataka SUGITA, On the Role of Perception in Practical Reasoning: Some Implications of the McDowell-Dreyfus Debate for Moral Education, Philosophy of Education Society of Great Britain Annual Conference, 2014.3. 28, Oxford (the UK)
6. 杉田浩崇「道徳教育における理由の明示化過程に関する一考察 J.マクダウエルとH.ドレイファスの論争を中心に」中国四国教育学会第65回大会、2013.11.3、高知工科大学(高知県・香美市)。

[図書](計2件)

1. 杉田浩崇、協同出版、「市民育成のための道徳教育2 話し合いの難しさを考える」丸山恭司編『道徳教育指導論』、2014年、81-95頁。
2. 杉田浩崇、ミネルヴァ書房、「『困っている子』として捉える特別支援教育」佐々木司・三山緑編『これからの学校教師と教育』、2014年、98-109頁。

[その他]

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

杉田 浩崇 (Sugita, Hiroataka)  
愛媛大学・教育学部・講師  
研究者番号：10633935

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

( )

研究者番号：